

第 4 9 号議案

豊川市水道事業給水条例及び豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

豊川市水道事業給水条例及び豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 5 月 1 3 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市水道事業給水条例及び豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
(豊川市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 豊川市水道事業給水条例（昭和 3 4 年豊川市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給水装置の新設等の申込み) 第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の 2 第 3 項に規定する <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。第40条第 1 号において同じ。）又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。 (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略) 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の 2 第 3 項に規定する <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認	(給水装置の新設等の申込み) 第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の 2 第 3 項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。第40条第 1 号において同じ。）又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。 (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略) 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の 2 第 3 項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認

したときは、この限りでない。

したときは、この限りでない。

（豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正）

第2条 豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年豊川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（水道技術管理者の資格） 第4条 水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）～（5）（略） （6） <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	（水道技術管理者の資格） 第4条 水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）～（5）（略） （6） <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、水道法及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。